



平成20年5月7日

各 位

所在 地 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
会 社 名 フジ住宅株式会社
代表者名 代表取締役社長 今井光郎
(コード番号 8860 東証・大証第一部)
問合せ先 常務取締役 山田正明
(TEL 072-437-9010)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を、下記のとおり平成20年6月25日開催予定の当社第35回定期株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役及び監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号及び第387条第1項の報酬等にそれぞれ該当します。当社は、平成元年6月28日開催の当社第16回定期株主総会において取締役報酬額につきましては月額2,000万円以内、監査役報酬額につきましては200万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役及び監査役に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の、当社に対する経営参画意識を高め、業務向上に対する意欲や士気を喚起することならびに今後の優秀な人材確保のために使用すること及び監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 950,000 株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

1,900個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は200個、当社監査役（社外監査役も含む）に付与する新株予約権は30個をそれぞれ上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）もしくは387円を下回る場合は、割当日の終値と387円のいずれか高い価格とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項の決定を行う取締役会決議日の翌日から2年を経過した日より4年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要しない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合に限る。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- ③ その他新株予約権の行使の条件は、本総会終結の時以後に開催される取締役会決議により決める。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(注) 上記の内容については、平成20年6月25日開催予定の当社第35回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以上